

## 焼津市告示第176号

令和6年度焼津市省エネ住宅普及推進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月25日

焼津市長 中野 弘道

### 令和6年度焼津市省エネ住宅普及推進事業費補助金交付要綱 (趣旨)

第1条 市長は、2050年カーボン・ニュートラルの実現に向け住宅ストックの省エネ化の推進を図るため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知）及び静岡県住宅省エネ改修推進事業費補助金交付要綱（令和5年3月23日付け住づ第393号静岡県くらし・環境部長通知）に基づき省エネ改修等工事を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 既存の戸建て住宅をいい、所有者が居住のために継続して利用する建築物をいう。
- (2) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
- (3) 設備の効率化に係る工事 住宅の暖房設備、冷房設備、機械換気設備、照明設備や給湯設備等の高効率化に資する工事をいう。
- (4) 省エネ改修等工事 住宅の省エネルギー性能を向上させる開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事及び設備の効率化に係る工事のうち別表第1に定めるものをいう。
- (5) 仕様基準 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）の「1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」を満たす仕様をいう。
- (6) モデル工事費 省エネ改修等工事に要する費用として、市長が別に定めるものをいう。
- (7) JIS 産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。

#### (補助対象建築物)

第3条 補助対象建築物は、市内に存する住宅であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 昭和56年6月1日以降に着工した住宅、既に地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）若しくは建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の規定に適合することが証明されている住宅又はプロジェクト「T

OUKAI-0」総合支援事業の実施により耐震性が確認された住宅

(2) 改修前の状態で省エネ基準を満たす省エネ性能を有していないもの  
(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、補助対象建築物に対して補助対象建築物所有者が実施する省エネ基準に相当する省エネ改修等工事であって、複数の開口部の改修を含むものとし、それぞれ次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 国又は焼津市以外の地方公共団体から、省エネ改修に係る補助金の交付を受けているもの
- (2) 同一の敷地（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地をいう。）内に存する建築物について、補助金の交付を受けようとする事業と同種の事業に係る補助金の交付を受けたもの  
(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、前条に規定する補助対象事業に要する経費であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 別表第1にモデル工事費の定めのあるものにあつてはモデル工事費又は実際の工事費のいずれか低い額であること。
- (2) 設備の効率化に係る工事の補助対象経費は、開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事に要する経費以下であること。

(補助額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の23パーセント以内の額とし、766,000円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請及び決定)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、焼津市省エネ住宅普及推進事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、この告示の施行の日から令和7年1月31日までの間において、事業の着手前に市長に提出しなければならない。

- (1) 申請に係る補助対象建築物の登記事項証明書その他当該補助対象建築物の所有者等を明らかにする書類の写し
- (2) 確認済証、検査済証その他申請に係る補助対象建築物の建築年月及び用途、面積等を証明する書類の写し
- (3) 位置図
- (4) 補助対象建築物を明示した配置図、各階平面図等及び補助対象部位・設備等を表示した関係図面
- (5) 省エネ改修等工事に係る見積書（補助対象工事費及び補助対象部位・設備等の内訳、仕様が確認できるもの）の写し
- (6) 対象工事費明細表
- (7) 補助対象建築物の全景、対象部位及び状況等が確認できる写真
- (8) 補助対象建築物が昭和56年5月31日以前に建築したものである場合又は同日

において工事中であった場合は耐震性を有する旨を確認できる書類

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、焼津市省エネ住宅普及推進事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ焼津市省エネ住宅普及推進事業変更等承認申請書（第3号様式）に変更の内容が分かる書類を添えて速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 施工方法を変更しようとするとき。

(2) 補助対象事業費の20パーセントを超える額の変更をしようとするとき。

(3) 事業の中止又は廃止をしようとするとき。

(4) 事業の遂行が困難となったとき。

（変更等の承認）

第9条 市長は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、焼津市省エネ住宅普及推進事業変更等承認通知書（第4号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（完了実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和7年2月28日のいずれか早い日までに、焼津市省エネ住宅普及推進事業完了実績報告書（第5号様式）に、別表第2に掲げる書類を添付し市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、焼津市省エネ住宅普及推進事業費補助金交付決定通知書（第6号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 焼津市補助金等交付規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認める事由が生じたとき。

（関係書類の整理等）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第15条 補助事業者は、当該補助事業に要する経費に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を補助対象経費とすることを要しない場合にあっては消費税等申出書

(第8号様式)を、第7条の規定による申請の際に添付しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和6年度分の補助金に適用する。

別表第1 (第2条関係)

1 開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事

(1) 外皮に面する開口部の断熱化に係る改修工事

対象となる改修工事		モデル工事費 (省エネ基準) (/枚)	仕様・備考
工事種別	開口部面積		
窓	ガラス交換 <sup>※1</sup>	1.4㎡以上 <sup>※5</sup>	88,000円/枚
		0.8㎡以上1.4㎡未満 <sup>※5</sup>	64,000円/枚
		0.1㎡以上0.8㎡未満 <sup>※5</sup>	24,000円/枚
	内窓設置 <sup>※2</sup> ・ 外窓交換 <sup>※3</sup>	2.8㎡以上 <sup>※6</sup>	200,000円/箇所
		1.6㎡以上2.8㎡未満 <sup>※6</sup>	160,000円/箇所
		0.2㎡以上1.6㎡未満 <sup>※6</sup>	136,000円/箇所
ドア	ドア交換 <sup>※4</sup>	開戸：1.8㎡以上 <sup>※6</sup> 引戸：3.0㎡以上 <sup>※6</sup>	296,000円/箇所
		開戸：1.0㎡以上1.8㎡未満 <sup>※6</sup> 引戸：1.0㎡以上3.0㎡未満 <sup>※6</sup>	256,000円/箇所

※1 ガラス交換とは、既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するものをいう。

※2 内窓設置とは、既存窓の内側に新たに窓を新設するもの又は既存の内窓を交換するものをいう。

※3 外窓交換とは、既存窓を窓ごと取り除き新たな窓に交換するものをいう。

※4 ドア交換とは、既存のドアを取り除き新たなドアに交換するものをいう。

※5 ガラス交換の工事規模は、ガラスの寸法によるものとする。

※6 内窓設置、外窓交換又はドア交換の工事規模は、内窓若しくは外窓のサッシ枠又は開き戸若しくは引戸の戸枠の枠外寸法によるものとする。

(2) 躯体等の断熱化に係る改修工事

部位	工事内容	断熱材の区分	モデル工事費	仕様・備考
外壁		A～C	149,000円/㎡	国支援事業において登録されている建材であり、かつ厚さ等が仕様基準に適合するように施工されること。または、カタログ等により、仕様基準への適合が確認できるものであること。
		D～F	224,000円/㎡	
屋根・天井		A～C	53,000円/㎡	
		D～F	91,000円/㎡	
床		A～C	192,000円/㎡	断熱材の区分によりモデル工事費を区別する。 <断熱材の区分> A～C区分：熱伝導率 (W/m・K) 0.052～0.035 D～F区分：熱伝導率 (W/m・K) 0.034以下
		D～F	288,000円/㎡	

## 2 設備の効率化に係る工事

設備種別	仕様・備考	モデル工事費
太陽熱利用システム※ <sup>1</sup>	<p>国支援事業において登録されている設備機器であること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。</p> <p>強制循環式のもので、JIS A4112:2020に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。（蓄熱槽がある場合は、JIS A4113:2021に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。）</p>	498,000円／戸
高断熱浴槽※ <sup>1</sup>	<p>国支援事業において登録されている設備機器であること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。</p> <p>JIS A5532:2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。</p>	416,000円／戸
高効率給湯機※ <sup>2</sup>	<p>国支援事業において登録されている設備機器であること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。</p>	273,000円／戸
電気ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)	JIS C9220:2018に基づく年間給湯保温効率又は年間給湯効率が 3.0 以上であること。	
潜熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ)	給湯暖房器にあつては、給湯部熱効率が94% 以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあつては、モード熱効率が83.7% 以上であること。	
潜熱回収型石油給湯機 (エコフィール)	油だき温水ボイラーにあつては、連続給湯効率が94% 以上であること。石油給湯機の直圧式にあつては、モード熱効率が81.3% 以上であること。石油給湯機の貯湯式にあつては、74.6% 以上であること。	
ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機)	熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKAS A705）が 102 %以上であること。	
節湯水栓※ <sup>3</sup>	<p>国支援事業において登録されている設備機器であること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。</p> <p>JIS B2061:2017に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。</p>	58,000円／台

蓄電池	<p>国支援事業において登録されている設備機器であること。または、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。</p> <p>定置用リチウムイオン電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて令和4年度以降登録・公表されている蓄電システムであること。</p>	510,000円/台
燃料電池システム (エネファーム)	燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。(燃料電池発電ユニットの後付けも可)	—
コージェネレーション 設備※2	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。(燃料電池発電ユニットの後付けも可)</li> <li>ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットのJIS 基準 ( JIS B8122) に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準 ( LHV 基準) で 80 %以上であること。</li> </ul>	—
LED照明	工事を伴うものに限る。	—

※1 設置を行った設備の種類毎に1台/戸を補助対象とする。

※2 電気ヒートポンプ給湯機、潜熱回収型ガス給湯機、潜熱回収型石油給湯機、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機、コージェネレーション設備のいずれかの1台/戸を補助対象とする。

※3 設置を行った台数分を補助対象とする。

## 別表第2 (第10条関係)

完了実績報告書に添付する書類
(1) 補助金精算額 内訳書
(2) 省エネ改修等工事の実施に要した費用の領収書の写し
(3) 現場工事写真 (工程写真、完成写真等施工状況が適切に確認できるものに限る。)
(4) 出荷証明書
(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類